



# 平成23年 年頭所感

特許庁長官 岩井 良行

平成23年の新春を迎え、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

昨年、我が国経済には一定の回復傾向が見られましたが、未だに先行きの不透明感は払拭できておりません。一方で、GDPで我が国を抜く勢いで成長を続ける中国に代表されるように新興諸国の発展の勢いは加速を続け、世界における市場拡大の中心が新興国にシフトしつつあります。他方、近年の知的財産権をめぐる情勢としては、全世界的な特許出願件数の増加に加え、一つの発明が複数国で出願される傾向が強まっていることが挙げられます。同時に、我が国企業が、知的財産権を利用した事業活動を海外で行う機会が増加しており、知的財産戦略の重要性が一層増しております。このような状況下において、我が国の知的財産権政策の中核を担う特許庁としましては、知財経営を支える知的財産権システムの利便性を一層高めるとともに、より優れたサービスを提供するべく、一丸となって取り組んでまいり所存です。

まず、グローバルな権利取得の促進と知財権保護の一層の強化を目指して、審査における国際的なワークシェアリングや知的財産権制度の国際調和、模倣品対策を推進してまいります。近年、知的財産権をグローバルに保護する必要性が高まる中、各国特許庁に重複して出願される特許出願の審査業務をワークシェアリングするとともに、制度調和を進め全体として知的財産権制度の利用コストの抑制を図ることが極めて重要な課題となっております。このため、我が国は、一国で特許となった出願について他国でその審査結果を参照しながら早期審査を行う取組である「特許審査ハイウェイ（PPH）」を提唱し、枠組みの拡大に努めてまいりました。その成果として、昨年9月にスペインを加えて15の主要特許庁が参加する枠組みとなりました。また、PCTにおけるサーチレポートの結果をPPHに利用する新たな取組である「PCT-PPH」を日米欧三極を含め8つの国・地域において昨年初めから開始いたしました。今後はPPHがより実効的に機能するよう、審査基準や品質監理等の調和を含めた国際的な協力関係の拡大を進めてまいります。

同時に、権利の保護強化のため、模倣品対策も進めていかなければなりません。昨年は模倣品・海賊版拡散防止条約、通称「ACTA」が長期の交渉の末に妥結され、知的財産権の権利侵害対策として大きな一歩を刻みました。一方、模倣品被害発生が多い中国に対しては、日中特許・商標長官会合や官民合同ミッション等の場を通じて、中国の知財制度整備や執行強化等を要請し、再犯者の重罰規定の整備や、偽ブランド品の取締りと罰則の強化、知財権侵害に対する民事賠償の強化等について前向きな対応を行う旨の回答を得ております。執行は各国ごとの努力を要する問題であり、簡単に解決できる問題ではございませんが、我が国企業の利益を保護すべく、働きかけを続けてまいります。

また、国際的な制度調和に加え、イノベーションの更なる促進に向けた特許制度の一層の改善を進めてまいります。具体的には、①ライセンスを受けて行う事業活動の安定性確保のための登録対抗制度の見直し、②中小企業の負担軽減の拡充を含めた特許料金の見直し、③共同発明者の一部によって特許が取得されてしまった場合等に、発明者等が特許権を自らに返還請求できる制度の導入、④紛争の迅速・効率的な解決のための無効審判制度の見直し等について、改正法案の検討を進めています。また、商標制度の在り方についても、インターネットの普及等により新しいタイプの商標の利用が拡大していることや、主要国ではその保護がなされていることを踏ま

え、その保護の在り方について検討を進めてまいります。

加えて、我が国全体のイノベーションを活性化するため、地域・中小企業等の知財権の取得・活用を支援し、知的創造サイクルを拡大していくことも重要です。

このため、平成 23 年度の新政策として、中小企業等知財支援センターを各都道府県に設置し、中小企業の知的財産に関する相談を一元的に受け付けるワンストップサービスを開始する予定です。これにより、知的財産権制度に不慣れな中小企業による特許権等の取得・活用の促進が図られることが期待されます。

他方、導入から 4 年が経過しました「地域団体商標制度」については、地域の特産品や天然資源といった各地の特色をいかしたまちづくり、まちおこしなどに大きく貢献する等、順調に定着してきているところですが、更なる普及と活用促進に努めてまいります。

実施庁たる特許庁としては、その本分である審査業務を一層充実させてまいります。特許庁では、2013 年までに審査順番待ち期間を 11 か月に短縮するという目標を掲げ、任期付審査官の任用や、先行技術調査の拡大、ペーパーレス化といった様々な施策に取組み、効率的・効果的な審査の実現に努めてまいりました。これまでの取組の結果、2009 年に 29 ヶ月であった審査順番待ち期間は今後大幅に短縮される見込みです。こうした効率化に向けた諸施策の成果として、特許料金を引き下げる形でユーザーの皆様へ還元することを昨年末に決定したところでございます。これが知的財産への投資を刺激し、知的創造活動の活性化、更には産業競争力の強化につながることを期待します。また、審査業務を基盤として支える情報システムの整備も極めて重要であり、引き続き特許庁業務・システム最適化計画を着実に推進してまいります。

以上を始めとした特許庁の取組に、本年も多くの皆様から御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。私の新年の御挨拶とさせていただきます。